

4月から、出産育児一時金が引き上げられました



※被保険者・被扶養者、いずれの出産の場合も支給されます。
 ※産科医療補償制度（出産に関連して補償対象となる障害等が生じた場合に補償金を支給する制度）に加入する医療機関で出産した場合の額です。
 ※出産費用が48.8万円を下回った場合は差額を健保組合に申請できます。

正常な出産は病気でないため、健康保険が使えませんが、その代わりに健康保険組合は、出産育児一時金を支給しています。令和5年度からは政府の少子化対策の一環として出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられました。出産育児一時金は、出産費用の増加に伴いたびたび引き上げられてきましたが、8万円の引き上げは過去最大幅となります。



**対象となる
出産とは？**

**受け取り
方法は？**

A 妊娠4カ月以上（13週以上）の出産をいい、早産、死産、流産等も含まれます。なお、帝王切開分娩など、医師による治療行為が発生する場合は健康保険が適用されます。

A 医療機関と代理契約合意文書を交わす「直接支払制度」の利用が一般的です。健保組合が医療機関に出産育児一時金を直接支払いますので、申請の必要はありません。

4月から従来の保険証での受診は割高に

1 原則すべての医療機関でオンライン資格確認導入

政府は、医療DXを推進する取り組みを進めています。その基盤として位置づけられているオンライン資格確認は、医療機関等での受付時に保険証の利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」）をカードリーダーにかざすことで、患者が加入する医療保険を確認します。この4月からは、原則、すべての保険医療機関でオンライン資格確認等システムの導入が義務化されました。

令和5年5月7日現在、カードリーダーの申込件数は、義務化対象施設の98.7%に上り、今後はほとんどの医療機関でマイナ保険証が使えるようになり、受付時間の削減等が期待されています。

また、患者の医療情報がオンラインシステム上に集約されることで、特定健診や薬剤の情報が本人の同意の上で、医療機関等が確認できるようになり、検査や投薬の重複防止につながるなど、医療の質や効率が高まること期待されています。

2 従来の保険証で受診すると自己負担6円引き上げ

これまでもマイナ保険証を使用した場合の窓口負担は、割安に設定されていましたが、令和5年4月～12月の間に従来の保険証を使って医療機関を受診した場合、初診料・再診料とも20円（3割負担で6円）引き上げられました。

マイナ保険証による受診時の初診料は据え置かれ、再診時の負担も生じません。

		受診時の追加負担額	
		従来	令和5年4月～12月末
マイナ保険証	初診		6円
	再診		なし
従来の保険証	初診	12円	18円 (+6円)
	再診	なし	6円

※自己負担3割の場合の窓口負担額です。
 ※マイナ保険証を扱っていない医療機関では、初診・再診ともに引き上げはありません。